

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の形質の変更に係る汚染状況の調査命令・報告命令	
根拠法令・条項	土壌汚染対4条第3項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査） 第4条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 前条第1項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更 二 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>3 第1項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。</p> <p>○土壌汚染対策法施行規則（抜粋） （法第4条第1項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模） 第22条 法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3,000㎡とする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、900㎡とする。 （法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を要しない行為） 第25条 法第4条第1項第2号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当しない行為 イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。 ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。 ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。 ニ 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの 三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第1号イに該当しないもの 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更 五 第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして指定した土地において行われる土地の形質の変更</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<p>・聴 聞 <input type="checkbox"/></p> <p>・弁 明 <input checked="" type="checkbox"/></p>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	